

N P Oを対象とした補助事業等の概要

(平成 17 年度版)

目 次

N P Oと行政との協働推進事業	1
公益信託こうちN P O地域社会づくりファンド	2
循環型社会づくり県民ファンド	3
高知県豊かな環境づくり総合支援事業.....	4
不法投棄しないさせない活動支援事業.....	5
河川海岸管理推進事業.....	6
高知県健康福祉の地域づくり総合支援事業	7
高知県地産地消促進事業（地産地消広域活動支援事業）	8
高知県中山間地域等商業振興総合支援事業	9
西日本中央連携軸推進協議会「広域交流」促進事業費助成事業	10
T・T A T地域連携軸形成支援助成事業	11
中四国地域連携軸推進連絡会地域間交流促進事業.....	12
ソーレ・えいど事業（男女共同参画推進のための活動支援）	13
こうち山の日活動支援事業	14
こうち山の日推進事業.....	15
森林保全ボランティア活動推進事業	16
生き生きこうちの森づくり推進事業.....	17
子育てバックアップ推進事業（地域子育て応援事業費補助金）	18
高知県人権ふれあい支援事業.....	19
教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付.....	20

お問い合わせ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうちN P Oが関係している事業について、高知県庁の各課室から、男女共同参画・N P O課に情報提供があったものを、まとめたものです。

事業の詳細についてのお問い合わせは、各事業調書の下欄に記載しています問い合わせ先へお願いします。

高知県文化環境部男女共同参画・N P O課

事業名	NPOと行政との協働推進事業
事業目的	NPOが自ら企画した事業を提案していただき、NPOと県とが適切な役割分担のもと事業を実施することにより、NPOと県との協働を推進し、より県民の視点に立った公共サービスの提供を図るとともに、より良い地域社会づくりを進めることを目的としたものです。
<p>事業概要</p> <p>NPOから県と協働して実施する事業の企画提案を募集し、審査のうえ採択された提案を基に提案を行ったNPOと県とで協議検討を行い、事業化に向け取り組む事業です。協議検討の結果事業を実施することとなった場合は、原則として、提案をしたNPOに事業を実施していただきます。</p> <p>募集する事業提案</p> <p>NPOからの事業提案は、NPOと県が協働で取り組む事業についての提案です。提案内容が単に行政への要望、陳情となっているものや提案するNPOへの財政援助となっているものなどは対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業提案のテーマは、特に定めません。自由に設定してください。 ・事業提案の事業実施期間は、平成17年度中です。(9月頃から3月まで) <p>対象事業者</p> <p>高知県内で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体</p> <p>事業の形態、補助額等</p> <p>事業形態は補助事業です。また、県が補助する額は、100万円以内です。なお、事業費が100万円以内であれば対象となる事業費の全額を補助する予定ですが、予算の範囲で補助しますので、採択する事業が多い場合などは全額補助できないことがあります。</p> <p>募集期間の予定 5月9日～6月8日(必着)を現在のところ予定しています。</p> <p>提案された事業の審査</p> <p>提案された事業は、書類による事前審査を経て、公開でプレゼンテーションを行っていただいた後、本審査を行い、事業化に向け取り組む提案を決定します。(3件程度を予定しています。)</p> <p>採択された提案の事業化への取組</p> <p>審査で採択された提案は、提案をしたNPOと県とで協議検討を行い事業化に向け取り組みます。この協議検討の中で、提案された事業内容が変更となることがあります。</p> <p>また、審査の結果採択された場合でも、必ず事業として実施されるわけではありません。県と協議検討を行った結果などの理由から、事業の実施を断念する場合があります。</p>	
問い合わせ先	〒780 - 8570 高知市丸ノ内1 - 2 - 20 高知県文化環境部男女共同参画・NPO課 担当 伊藤 博昭 電話：088 - 823 - 9769 F A X：088 - 823 - 9879 e mail：143201@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド
事業種別	公益信託による助成事業
事業の目的	高知県内における社会貢献活動を促進するため、社会貢献活動団体の活動に対し助成することにより、県内の社会貢献活動による地域社会づくりを支援し、民間と行政とのパートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進に寄与することを目的としています。
対象事業の概要	<p>(1) 地域社会の発展に役立つ次に掲げる社会貢献活動を対象とします。 ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 災害救援活動 地域安全活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 科学技術の振興を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 消費者の保護を図る活動</p> <p>(2) (1)に掲げる公共サービスを直接的に向上させる活動</p>
対象事業者の種類	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体
助成金の額及び対象経費	<p>(1)助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用額の2分の1以内かつ50万円以内 ・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内 <p>(2)助成金の使途</p> <p>活動に関係した費用</p>
申請手続き・申請時期	<p>所定の助成金給付申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。</p> <p>助成金給付申請書の様式は、ファンドの引受金融機関の高知県内の四国銀行本・支店及び出張所に備え付けられています。</p> <p>平成18年度分の助成申請受付期間の予定 平成18年1月4日～2月15日 平成17年度分は終了しています。</p>
問い合わせ先	<p>〒780 8605 高知市南はりまや町1-1-1</p> <p>T e L 088 - 871 - 2178 F a x 088 - 824 - 0431</p> <p>公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 (株) 四国銀行営業統括部信託担当</p>

事業名	循環型社会づくり県民ファンド
事業種別	公益信託による助成事業
事業の目的	高知県において、地域の環境に配慮した活動を行う団体(グループ)を応援するための助成金を交付し、県民の方々の環境問題への認識を高めることを目的とする助成事業
助成対象事業の概要	地域の環境活動、美化活動等に関する社会貢献活動を対象とする 地域の清掃活動(例)道路、河川、公園の清掃活動 地域の美化活動(例)公園等の花壇の手入れ、花植え 地域の環境保全に関する活動(例)省エネ・省資源に関する活動 勉強会、講演等による啓発 その他 環境に配慮した取組と認められる活動
助成対象事業者の種類	地域の環境保全、美化の向上につながる活動を行う県内のNPO法人、任意団体、グループ等(PTA、町内会、老人クラブ等も含む)
助成額・補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1団体あたり10万円を上限として助成 ・ 県民ファンドの額 180万円程度(うち県の出えん金150万円) ・ 対象経費:消耗品費、印刷費、通信費、使用料、旅費、講師謝金等
申請手続き ・ 申請時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手続き:循環型社会づくり県民ファンド助成事業申請書を県民生活課に提出する ・ 申請時期:別途定める募集要項によるものとする
その他留意事項	助成の対象となる活動が中止又は継続不能になった場合、相当の理由がなく活動の内容と申請内容が著しく異なったときなど、助成金の全部又は残りを返戻しなければならない場合がある
問い合わせ先	文化環境部 県民生活課・室 担当者名 高橋 電話 088-823-9319 FAX088-823-9879 メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	高知県豊かな環境づくり総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	市町村及び一部事務組合、広域連合、複数の市町村が中心になって組織する協議会（以下「市町村等」）及びNPOが環境の保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施するために実施する事業を総合的に支援する。
補助対象事業の概要	市町村等又はNPOが、県内で実施する環境の保全と創造に効果が認められるハード事業及びソフト事業とする。
補助対象事業者の種類	(1)市町村等 (2)NPO（以下の要件全てに該当する団体） ア 高知県内で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体であること。 イ 任意団体にあつては、会規約等が定められており、継続的な活動が行われていること。 ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。 エ 暴力団でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。 (3)(2)に該当しない団体で、市町村等の長が必要かつ適当と認め補助を行う団体
補助率・補助額・補助対象経費	(1)補助率 補助対象経費の1/2以内 (2)補助限度額 ア 交付先が市町村等の場合 1件当たりの補助金の範囲 10万円～1,000万円 イ 交付先がNPOの場合 1件当たりの補助金の範囲 10万円～300万円 (3)補助対象経費（NPOが事業実施主体となる場合） 委託料、工事請負費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料など。役員、常勤職員の人件費、飲食に係る経費などは対象外。
申請手続き・申請時期	・交付申請書を県循環型社会推進課に提出してください。 ・1次募集の申請期限は4月18日ですが、予算に余裕がある場合は2次募集を行う予定です。
その他留意事項	申請書は、当課のホームページからダウンロードできます。 また、ご連絡いただければ郵送します。
問い合わせ先	文化環境部循環型社会推進課 担当者名 高橋、坂本 電話：088-823-9792 FAX：088-823-9283 メールアドレス：hiroказu_takahashi@ken2.pref.kochi.jp URL：http://www.pref.kochi.jp/~juncan/

事業名	不法投棄しないさせない活動支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域の方々が中心となって組織的に取り組む、不法投棄廃棄物の撤去、不法投棄防止のための活動、さらには美化運動につなげる組織づくりを行う場合に、市町村とともにその経費の一部を支援し、美しい郷土づくりを図ります。
補助対象事業の概要	平成14～15年度に実施した放置廃棄物実態調査の結果による不法に投棄された廃棄物の撤去、及びその他不法に投棄されている廃棄物の撤去や、撤去後に同じ場所に不法投棄をさせない活動・仕組みづくりについて、補助の対象となります。ただし、経常的な維持管理を目的とした清掃活動は対象外です。
対象事業者の種類	自治会、子供会等 うえの活動を継続的に行う組織・団体
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：市町村1/2、県1/2 補助額：上限500千円 対象経費：賃金、報償費、需用費（食糧費を除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費
申請手続き・申請時期	随時。ただし市町村に計画書を提出し助成を受けることが必要です。
その他留意事項	うえの活動を行うNPO等が市町村から助成を受ける場合、市町村事業の2分の1を県が助成しようとする補助制度です。 NPO等に対しての直接的な助成制度ではありません。
問い合わせ先	文化環境部 廃棄物対策課 担当者名：北川圭児 電話 088-823-9687 F A X 088-823-9265 メールアドレス keiji_kitagawa@ken3.pref.kochi.jp

事業名	河川海岸管理推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域住民自らが、積極的に河川海岸の環境を改善し、安全に利用するための管理を担うため、活動に要する経費の一部を支援し住民の積極的な活動を促すとともにボランティア意識の向上を図るものです。
補助対象事業の概要	<p>河川、海岸の美化活動を定期的に行う団体が、市町村、土木事務所を經由して、知事に届け出て河川海岸愛護団体として認定された場合、次の経費について支援の対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 河川愛護団体育成費 報償費 2. 河川海岸愛護団体障害保険料 美化活動に伴う傷害保険料の負担
対象事業者の種類	河川、海岸の美化活動を定期的に行い、市町村、土木事務所を經由して、知事に届け出て河川海岸愛護団体として認定された団体。
補助率・補助額・補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川愛護団体育成費 1団体あたり年間20,000円 2. 河川海岸愛護団体障害保険料 死亡、傷害、入院、通院の各保険
申請手続き・申請時期	<p>河川海岸愛護団体として認定済みの団体は、活動する年度のはじめに美化活動計画書を、年度終了後速やかに活動実績報告書を市町村、土木事務所を經由して知事に提出していただきます。</p> <p>新たな愛護団体の届出は随時受け付けています。</p>
その他留意事項	
問い合わせ先	<p>土木部 河川管理課 担当者名 松本 大介</p> <p>電話088-823-9839 FAX088-823-9129</p> <p>メールアドレス daisuke_matsumoto@ken2.pref.kochi.jp</p>

事業名	高知県健康福祉の地域づくり総合支援事業
事業種別	・補助事業
事業の目的	・県民の健康福祉の向上に向けた公と民の共同の取り組みを推進するため、住民や住民団体による支えあいの仕組みづくりや、各種の保健福祉活動の立ち上げ、あるいは、住民の自立を支える地域の環境づくりなど、地域の実情や特性に即した保健福祉事業の展開を促進する。
補助対象事業	・広域活動団体が市町村の区域を超えて実施する住民の健康福祉の向上を図る事業
対象事業者の種類	・広域活動団体 （「広域活動団体」とは、健康福祉の向上を図るために継続的に活動し、かつ、活動範囲が複数の市町村にまたがる非営利団体で知事が認めたものをいいます。）
補助率及び補助対象経費	・補助率：1 / 2 以内 （但し、補助対象経費から参加者負担金等の収入を控除した額を上回らない額とする。） ・補助対象経費：賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く） 役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費
申請手続き及び申請時期	・「事業実施計画書」（所定の様式があります）を県保健福祉課に提出してください。 ・申請期限 平成17年4月28日 （予算の執行状況によって追加の募集を行うことがあります）
その他	・事業を実施した団体は、補助事業完了後も、公共的活動に努めるものとします。
問い合わせ先	健康福祉部 保健福祉課 担当者名 有友または沢田 電話 088-823-9625 F A X 088-823-9207 Eメール 130101@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	高知県地産地消促進事業（地産地消広域活動支援事業）
事業種別	補助事業
事業の目的	広域的な地産地消の活動を支援し、地産地消を通じて地域づくりを促進することを目的とする。
補助対象事業の概要	高知県内での活動であって以下に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者の交流の仕組みづくり ・地域食材を活かした食文化の伝承と創造の活動 ・食農教育・食育を推進する活動 ・地産地消の県民への普及啓発の活動 ・その他地産地消の促進に資する活動
補助対象事業者の種類	NPO法人、消費者団体、生産者団体、生産者と消費者から構成される団体（但し、政治団体、宗教団体、営利団体、農業協同組合、漁業協同組合を除く。）
補助率・補助額・補助対象経費	（補助率等） 補助額50万円を上限に1/2以内 （補助対象経費） 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料及び賃借料、原材料費など。また、取り組みに係る収入があるときは、当該収入額を補助対象経費から控除する。
申請手続き ・申請時期	申請手続：高知県地産地消促進事業費補助金交付要綱第4条に定める申請書等による。 （改定中） 申請時期：随時受け付け。
その他留意事項	
問い合わせ先	農林水産部 地産地消課 担当者名 細川 博史 電話088-821-4807 FAX088-873-5162 メールアドレス 162501@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	高知県中山間地域等商業振興総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施する事業に対し、市町村が補助又は自ら事業を行う場合に要する経費の一部を補助することにより、地域生活者の利便性の確保を図るとともに地域商業の活性化の促進を図る
補助対象事業の概要	補助対象事業者が主体となり、商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施するハード及びソフト事業
補助対象事業者の種類	商店街振興組合、商工会、商工会議所等の法人化された商工団体、社会福祉法人、NPO法人、市町村
補助率・補助額・補助対象経費等	<p>【補助先】市町村。市町村から補助対象事業者に補助金が交付される</p> <p>【補助対象経費】補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めた経費（ただし、土地の取得は除く）</p> <p>【補助率】補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助額】ソフト事業10,000千円、ハード事業30,000円を上限（ただし、知事が特に必要と認めた場合は100,000千円）</p> <p>【補助期間】原則として単年度</p>
申請手続き・申請時期	<p>【申請手続き】市町村を経由して、補助金交付申請書を提出</p> <p>【申請時期】例年、事業実施年度の当初から実施する必要のある事業は3月、それ以外の事業は5月、この時期に間に合わない事業は随時提出としていますが、年度末に提出期限を定めて市町村に連絡していますので確認してください</p>
その他留意事項	補助金の交付先が市町村であることから、補助金に関する県への手続きは市町村の商業担当課が行うこととなり、また、市町村の予算計上なども必要ですので、事前に市町村担当課に相談してください。
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営流通課商業流通担当 担当者名：山中、国沢</p> <p>電話：(088)823-9679 FAX：(088)823-9262</p> <p>メールアドレス：150301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

事業名	西日本中央連携軸推進協議会「広域交流」促進事業費助成事業
事業種別	助成事業
事業の目的	圏域6県内において実施される地域づくり・ボランティア活動などを通して圏域の活性化につながる交流の促進を図るもの
補助(委託)対象事業の概要	島根・鳥取・岡山・香川・徳島・高知の6県全県の市町村や民間団体などの参加が見込まれるものであって、圏域の活性化につながる広域的な交流を始める場合に、その経費の一部を助成(予定)
対象事業者の種類	市町村及び民間団体(交流活動が圏域6県すべての団体の参加が見込まれること。)
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	初年度: 1 / 2 (限度額100万円) 2年継続しての申請は対象外とする。 補助率及び限度額は予定
申請手続き・申請時期	指定様式に事業内容等を記入の上、申請の申し込みをする。 (募集期間) 平成17年5月1日～平成17年5月31日(予定)
その他留意事項	・ 交流を始める「きっかけ」として助成を行うため、将来も交流を続けていくことが助成の要件
問い合わせ先	企画振興部 分権・連携推進室 担当者名 角田 憲紀 電話 088-823-9335 FAX 088-823-9255 メールアドレス noritoshi_tsunoda@ken3.pref.kochi.jp

事業名	T・T A T地域連携軸形成支援助成事業
事業種別	助成事業
事業の目的	圏域4府県内において実施される府県間交流・連携事業を行うことによって、都市部と農村部の交流・連携などによる、活力ある地域社会の構築をめざそうとするもの
補助(委託)対象事業の概要	T・T A T地域(京都府、兵庫県、徳島県、高知県)内において、市町村や民間団体などが実施する府県間交流・連携事業に対して、その経費の一部を助成(予定)
対象事業者の種類	市町村及び民間団体(圏域4府県内であること。)
補助率・補助額・補助対象経費 (委託金額・委託料対象経費)	初年度: 1 / 2 (限度額30万円) 2年目: 1 / 4 (限度額20万円) 補助率及び限度額は予定
申請手続き・申請時期	指定様式に事業内容等を記入の上、申請の申し込みをする。 (募集期間) 平成17年4月中旬～平成17年5月31日(予定)
その他留意事項	・ 将来にわたり事業の継続、さらには拡大が期待できると認められる事業または域内の交流・連携の促進に資すると認められる事業であることが助成の要件
問い合わせ先	企画振興部 分権・連携推進室 担当者名 角田 憲紀 電話 088-823-9335 FAX 088-823-9255 メールアドレス noritoshi_tsunoda@ken3.pref.kochi.jp

事業名	中四国地域連携軸推進連絡会地域間交流促進事業
事業種別	助成事業
事業の目的	圏域5県1市内の2以上の県域にまたがる地域の活性化につながる交流・連携の促進を図るもの
補助(委託)対象事業の概要	島根県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、広島市の5県1市内の団体が5県1市内の2つ以上の県にまたがる交流を始める場合に、その経費の一部を助成(予定)
対象事業者の種類	市町村及び民間団体(圏域5県1市内であること。)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	初年度: 1 / 2 (限度額50万円) 2年目: 1 / 4 (限度額25万円) 3年目: 1 / 4 (限度額25万円) 補助率及び限度額は予定
申請手続き・申請時期	指定様式に事業内容等を記入の上、申請の申し込みをする。 (募集期間) 平成17年4月中旬～平成17年5月31日(予定)
その他留意事項	・ 将来にわたり事業の継続、さらには拡大が期待できると認められる事業
問い合わせ先	企画振興部 分権・連携推進室 担当者名 角田 憲紀 電話 088-823-9335 FAX 088-823-9255 メールアドレス noritoshi_tsunoda@ken3.pref.kochi.jp

事業名	ソーレ・えいど事業（男女共同参画推進のための活動支援）
事業種別	助成事業
事業の目的	女性と男性が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動とともに参画する男女共同参画社会を実現するために、グループ・団体の活動・研究を支援します。
補助対象事業の概要	男女共同参画の視点で、広く県民対象に実施される各種講座、講演会、出前講座、調査等の事業。 支援対象期間は、平成17年7月1日(金)～平成18年3月20日(月) (事業実施にともなう会計処理期間を含みます)。
対象事業者の種類	次の条件を全て満たす団体又はグループを対象者とします。 (1)県内を拠点とし、今後も継続して活動できるグループ (2)非営利団体であり、特定の政治、宗教団体でないこと (3)明確な会計、経理を実施・報告できること (4)ポスター、チラシ等に「平成17年度男女共同参画推進のための活動支援事業」である旨の表示ができること (5)ソーレ未登録団体は事業開始前に登録すること
補助率・補助額・補助対象経費	1企画につき、事業対象経費の10分の8の範囲内で、40万円を上限とします。
申請手続き・申請時期	第1次募集による助成決定額が助成金総額に達しない場合は追加募集を実施します。なお、応募は同一団体又はグループにつき1回です。 第1次募集 平成17年4月21日(木)～6月16日(木)
その他留意事項	(1) 必要書類の請求 ソーレへ直接取りにおいでるか、郵送御希望の場合は80円切手を同封のうえ、宛先を明記して御請求ください。E-mailも可 (2) 申請書等の提出 助成金交付申請書、企画書、収支予算書、団体概要書をソーレに提出、ヒアリングを行います。 (3) 支援団体及び助成予定額の決定 プレゼンテーション又は書類選考により審査し、結果を通知します。 第一次募集分プレゼンテーションの予定 6月26日(日)ソーレ (4)詳しいことは、ソーレまでお問い合わせください。
問い合わせ先	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 TEL 088-873-9100 FAX 088-873-9292 E-mail:sole@sole-kochi.or.jp (担当 中村)

事業名	こうち山の日活動支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日(11月11日)」(又はその前後)に、県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性などに対する理解と関心を深めていただく。
委託対象事業の概要	「こうち山の日」の制定趣旨に即し、山の持つ持つ環境、資源、文化などの機能に関する県民参加の普及啓発活動を県民主導で実施する。
対象事業者の種類	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同し、その普及啓発に資する団体
委託金額・委託料対象経費	委託金額：1事業あたり2,000千円まで 件数：2事業 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	企画提案用紙に必要事項を記入し、木の文化推進室まで。 公募期間：5月1日～5月末(予定) 契 約：7月(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4874 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」制定趣旨に賛同して行う普及啓発の取り組みや活動を支援する。
補助対象事業の概要	(補助対象事業) 森林保全活動に関するもの グリーン・ツーリズム等に関するもの 都市と山村の交流促進等に関するもの
対象事業者の種類	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同し、その普及啓発に資する団体
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：1 / 2 以内(市町村以外で400千円以内以内の事業については定額(補助限度額200千円) 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	こうち山の日推進事業計画書に必要事項を記入し木の文化推進室まで。 公募期間：5月1日～5月末日(予定) 実施期間：7月1日～12月末(予定)
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4874 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	森林保全ボランティア活動推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林整備を实践する森林ボランティア団体の設立や間伐活動を支援し、適正な森林管理を促進する。
補助対象事業の概要	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐用機械器具等の整備及び県に登録した森林ボランティア団体が行う間伐に対して、市町村、森林組合等が支援を行う経費に対し補助する。
対象事業者の種類	NPO団体、法人、任意団体等
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：定額 補助対象事業： 機械器具等の支給（取扱手数料を含む） 間伐の実施に対して交付する地域通貨の精算 補助基準額： 器具等整備（限度500千円） 間伐の実施（44千円/haの予定）
申請手続き・申請時期	ボランティア団体の登録期限：平成17年4月30日（予定） 補助金の申込期限：平成17年5月31日（予定）
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名：遠山 純人 電話 088-821-4874 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	生き生きこうちの森づくり推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域が一体となって、県民生活に身近な場所で森林と人がふれあう森林を、整備、管理、活用していく取り組みを支援することで、森林や森林に対する重要性について県民の理解と関心を深める。
補助対象事業の概要	地域の森林を景観林や森林と人がふれあう森林として、整備、管理、活用していく計画を作成した地域住民等で組織する団体等が計画に基づいて行う森林の整備(強度間伐の実施、荒廃竹林の整備、林内歩道の整備等)
対象事業者の種類	市町村(事業主体:地域住民等で組織する団体等)
補助率・補助額・補助対象経費	補助率:定額 補助対象事業: 人工林の間伐(伐採・切捨) 竹林の改良(伐採・搬出集積) 歩道の作設 その他
申請手続き・申請時期	補助金の申込期限:平成17年7月31日(予定) *事前に市町村と実施する団体等が協議して、市町村が申請を行う。
その他留意事項	
問い合わせ先	森林局木の文化推進室 担当者名:遠山 純人 電話 088-821-4874 F A X 088-821-4576 メールアドレス 163601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	子育てバックアップ推進事業（地域子育て応援事業費補助金）
事業種別	補助事業
事業の目的	地域ぐるみで子育てを支援するために、地域のニーズに応じた子育て支援活動を推進する。
補助対象事業の概要	下記の対象事業者が行う「子育て家庭への自主的な支援活動」を実施する際に要する経費に対して補助する。
補助対象事業者の種類	自主的・主体的に子育て支援に関する活動を行う団体等（高知市を除く）
補助金額・補助率	補助率：定額 補助額：100,000円以内
申請手続き・申請時期	申請手続き等：その地域を所管する県福祉事務所（平成17年度～県福祉保健所）に計画書を提出し、審査を経た後、県教育長の内示を受け申請書を提出すること。 計画書の提出時期：事業開始予定日の1ヶ月半以上前 毎年、4～5月にかけて、各県福祉事務所（県福祉保健所）より募集案内が行われている。
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画書～実績報告書の提出は、その地域を所管する県福祉事務所（県福祉保健所）に行うこと。 ・ 事業の交付決定前の事前着手は認めない。 ・ 事業の実施に際しては、参加者が消費する物にかかる経費（手作り教室などの材料費等）について利用者（参加者）負担を徴収すること。
問い合わせ先	教育委員会 幼保支援課 担当者名 與名 電話：088-821-4882 FAX：088-821-4725 メールアドレス 311601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	高知県人権ふれあい支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	さまざまな人権問題の解決のために、高知県内のNPOやボランティアグループなどの民間団体が企画し自主的に行う、県民の人権意識高揚を目的としたふれあい体験活動等を支援します。
補助対象事業の概要	<p>広く県民を対象として県内で行う、人権意識の高揚を目的とした事業で、次に該当するものとします。</p> <p>ふれあい体験活動 講演会、研修会、シンポジウムなどの開催 啓発資料の作成・配布 その他、適当と認める事業</p>
対象事業者の種類	<p>NPOやボランティアグループなどの民間団体で、次の要件を満たしている団体とします。</p> <p>県内を拠点として活動していること 政治団体、宗教団体でないこと 明確な会計、経理を実施報告できること 支部等を有する団体は、県単位の連合体を1団体とすること</p>
補助率・補助額・補助対象経費	<p>補助率：500千円まで4/5以内 500千円を超える額の1/2以内</p>
申請手続き・申請時期	<p>募集：平成17年4月から随時募集中。</p> <p>なお、申請に基づき2ヶ月に1回程度行う審査会により支援を決定しますが、支援決定額の累計が予算（平成17年度8,000千円）を超えると見込まれる時点で、募集終了とします。</p>
その他留意事項	<p>1 応募に必要な書類 ご連絡いただければFAXまたは、郵送でお送りします。 また、E-mailでも可能ですので、ご連絡下さい。</p> <p>2 支援の決定までには2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。</p> <p>3 事業の詳細な内容については、(財)高知県人権啓発センターまでお気軽にお問い合わせ下さい。また、支援状況により対応できない場合がありますので、応募の際はあらかじめご連絡下さい。</p>
問い合わせ先	<p>(財)高知県人権啓発センター 企画啓発担当 〒780-0870 高知市本町4丁目1-37 TEL(088)821-4681 FAX(088)821-4440 E-mail center@kochi-jinken.or.jp</p>

事業名	教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
内容	<p>当面使用する見込のない職員宿舎及び教職員宿舎の空き住宅・部屋をNPOを含む公共的団体に貸し付けることにより、空き宿舎の有効活用を図るとともに、地域での支えあいの非営利活動を支援する。</p>
公開時期	<p>宿舎の入・退居者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで公開します。</p> <p>職員宿舎：総務部職員厚生課のホームページで、4月中に公開する予定 ホームページ：http://www.pref.kochi.jp/~syokukou/</p> <p>教職員宿舎：各管理高校とも協議のうえ教育委員会福利課のホームページで、6月中に公開する予定。 ホームページ：http://www.kochinet.ed.jp/fukuri/</p>
問い合わせ先	<p>職員宿舎 総務部職員厚生課 電話：088-823-9168 F A X：088-823-9206</p> <p>教職員宿舎 教育委員会事務局福利課 厚生班 電話：088-821-4813 F A X：088-872-1227</p>